

デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会（第24回） 議事要旨

1. 日時

令和6年3月5日（火）13時00分～14時55分

2. 場所

総務省内会議室及びWEB

3. 出席者

（1）構成員

三友座長、伊東座長代理、飯塚構成員、大谷構成員、奥構成員、落合構成員、瀧構成員、長田構成員、林構成員

（2）オブザーバ

日本放送協会、（一社）日本民間放送連盟

（3）総務省

竹内総務審議官、小笠原情報流通行政局長、山碕大臣官房審議官、
金澤情報流通行政局総務課長、飯倉同局放送政策課長、山口同局放送技術課長、
佐伯同局地上放送課長、飯村同局情報通信作品振興課長、岸同局国際放送推進室長、
後白同局放送政策課企画官、西村同局放送技術課技術企画官、
細野同局放送政策課外資規制審査官、渡辺同局地上放送課企画官、金子同局地域放送推進室長、
平野同局地域放送推進室技術企画官、馬宮同局放送コンテンツ海外流通推進室長

（4）ヒアリング

ワイドFM（FM補完放送）対応端末普及を目指す連絡会 森谷幹事

4. 議事要旨

（1）当面の検討課題について

事務局より、資料24-1に基づき、説明が行われた。

（2）令和6年度能登半島地震における放送分野の状況について

事務局より、資料24-2に基づき、説明が行われた後、オブザーバより以下のとおり発言があった。

【日本放送協会 根本理事】

能登半島地震の発災から2か月がたちました。まずは、地震で亡くなられた方々に心からお悔

やみを申し上げますとともに、被災された方々にお見舞いを申し上げたいと思います。

被災地の復旧作業は進んでいます、まだ多くの場所で倒壊した建物がそのまま残されていたり、道路が寸断した箇所があったりしまして、依然として厳しい状況が続いてございます。NHKは地元の金沢放送局を中心に、全国からの応援も含めて全局体制で災害報道に当たっております。発災以来、被害状況、その後の復旧状況とともに、避難所、給水などのライフライン情報もお伝えしているところでございます。

今回の地震では、先ほどもありましたけれども、中継局の停電が起きました。1月29日には全く復電しまして、テレビの総合・Eテレとラジオの放送局は商用電源での運用に戻っております。それから、今回は停電が想定以上に継続して道路が寸断されていたために、中継局に到達することが難しく、非常用電源を確保することが大変困難な状況でございました。そうした中で、日々道路の復旧状況を確認するなどして地上波の放送復旧、継続に努めたところでございます。

また、臨時的措置としまして、石川県で放送しております総合テレビの番組をBS3チャンネルで視聴できるようにしたり、現地のラジオ番組をインターネットで同時配信したりしまして、必要な情報をお届けしているところでございます。さらに、先ほどもございましたけれども、地震の際に偽の救助要請とか、人工地震といった言説が広まりまして、避難や救助支援に影響が出かねない状態となったことから、注意を促す放送なども行っております。

まだまだ完全な復旧には時間がかかると思いますが、NHKとしましては、引き続き皆様のお役に立つとともに、一日も早い復旧・復興に貢献していくよう取り組んでまいります。

【(一社)日本民間放送連盟 堀木専務理事】

大地震から2か月が経ちますが、被災地では1万人を超える方々が今なお避難生活を余儀なくされ、寸断された道路も、断水も、倒壊した家屋も、いまだ復旧途上であると思います。被災地では長期にわたり停電が続きました。行政、自衛隊、NHKの協力で多くのラジオ・テレビ中継局が停波の危機を乗り切りました。総務省は発災から速やかに本省職員を石川県庁に派遣して、地元と東京のリエゾンに努められたと聞きます。関係機関の御尽力に改めて感謝を申し上げます。

能登半島地震でも、系列局の応援スタッフが現地入りして地元テレビ局を支えました。系列取材の体制は次第に縮小され、これから地元局が自力で被災地の取材をすることになっていきます。復興の道のりも、地元局の取材も長期にわたることと思います。コロナ禍を経て経営が厳しさを増す中で、地元局が担っている役割、責務と、それを可能とする経営的な体力のことは実に悩ましい問題であると考えています。

インターネットによる災害情報の発信が、これまでの地震災害と比べても多用されたことは、今般の災害報道の特徴の一つだと言われます。地元民放局は夕方の情報番組などをユーチューブで同時配信したり、スマホ向けに被災地の情報を手厚く配信しました。総務省やキー局の協力がこうした地元局の取組を支えたと同っております。

ラジオは停電でも使える貴重な情報源として有効に機能しました。総務省事務局から、AM局とFM局のすみ分けについて事前に御質問いただきましたが、送り出す情報に関して両者の明快な違いはなかったと聞いております。ただ、FMは音楽を番組で流すことが多いため、地元FM局からは「被災地が大変な状況でも音楽は気持ちの邪魔をしないので、音楽の力を改めて感じている。これまでなかった県外の方からも応援メッセージと応援する楽曲のリクエストが多く届き放送しています」とのコメントをいただきました。

なお、関連して、民放連は2016年の熊本地震を教訓にワイドFM対応のラジオ受信機を備蓄しており、1月4日に北陸放送ラジオとFM石川にそれぞれ100台をお送りしました。取材時に被災者に直接手渡したり、自治体の協力を得て配布いただいております。

最後に要望を一つ、述べさせていただきます。能登半島のラジオ・テレビの中継局の多くが被災し、基礎にひびが入るなどの損害を被っています。テレビの中継局は共同建設の設備なので、現在、地元局が相談をしているところであります。損壊した設備を早期に修繕して、さらなる災害発生に備えて強靱性を回復したいと考えておりますが、地元の復旧・復興が見通せない中では民放局の自助努力にも限界があります。こうした中継局設備の修繕費用に対し、ぜひとも国の特別な支援をお願いしたいと思います。これは国民視聴者の安心・安全につながる施策であります。

地上テレビでは折しも、総務省の関与の下で、NHKと民放の設備の共同利用の検討が始まっています。石川県の放送事業者は今般の災害の教訓を踏まえ、将来の設備の強靱化を見据えたNHK、民放の協力体制を地域で検討することになると思います。他地区の参考となり得る、そうした有意義な検討を加速させるためにも、繰り返しになりますが、損壊した送信設備の修繕費用に対し、国の支援をお願いしたいと思います。ラジオの中継局も同様の事情がございます。ぜひ前向きに御検討を重ねてお願いいたします。

【(一社)日本ケーブルテレビ連盟 高田副理事長】(事務局代読)

このたびは所用により参加できませんが、ケーブルテレビ事業者の対応状況に関しまして御報告をさせていただきます。

能登半島地震におけるケーブルテレビ事業者の被害状況などに関しましては、先ほど御報告に

あったとおりでございます。特に被害が甚大であった奥能登地域においては、小規模のケーブルテレビ事業者が、それぞれの地域においてサービスを提供しておりますが、半島の地理的な構造からも復旧に必要とされる資材などの輸送が思うように行えない状況がございました。

このため、各事業者においては、リソースが限られた中で、でき得る復旧作業を進め、放送サービスの提供地域を拡大してまいりました。

また、ケーブルテレビ業界としましては、被災事業者をサポートすべく金沢市や連盟・北陸支部などの周辺地域の事業者からの直接的な支援に加えて、全国のケーブルテレビ事業者からも寸断された幹線の修復に必要な資材や測定器などの提供を行っております。

一例ではございますが、避難所などで御活用いただける大型テレビを金沢市のケーブルテレビ事業者をハブとして集約し、各地域の避難所のニーズに応じてお届けし、スマートフォンを使われる方に避難所におけるWi-Fiサービスの提供も行いました。

復旧に向けた取組を行う上では、総務省をはじめ、関係者の皆様には、必要とされる物資の輸送が円滑に行えるように便宜を図っていただき、この場を借りて皆様の御協力に感謝申し上げます。

御報告にもありましたが、ケーブルテレビ事業者は日頃から各地域において、住民の皆様にもコミュニティチャンネルやデータ放送を通じて、きめ細やかな地域情報を提供しております。今回の地震で被災された方や自治体への義援金を全国のコミュニティチャンネルを通じて募りましたが、今後も、発災時には地域の住民の皆様にも寄り添った活動を行い、地域の持続的な成長に貢献していくことをお約束させていただき、御報告とさせていただきます。

(3) 質疑応答

各構成員等から以下のとおり発言があった。

【奥構成員】

NHKさんに質問であります。タイミングよくBS103の空いているところで金沢放送局の地上波を放送するというのをされて、非常に素晴らしいアイデアと理解しました。これは3月で終わってしまうのでしょうかというのが一つあります。

放送免許のことを考慮するとそうなるんだろうと推測しますが、逆に日本の各地で想像を絶するような地震などがあった場合、こういった新しい使い方を前提としてあえて帯域をどこか空けておいて有効活用するみたいな道もあるのではと感じました。これは逆に総務省さんの考えや、その辺りについてのコメントをお願いできればと思います。

【日本放送協会 根本理事】

御指摘のように、今回はチャンネルが空いていたということを十分活用して金沢の放送ができたということがございますけれども、この認定が3月いっぱい切れてしまいますので、それ以降についてはいろいろ検討する必要があるというふうに思っております。今の現状はそういう形でございます。

【飯倉放送政策課長】

まず、今般のことにつきましては、今、根本理事からお話がありましたように3月末が期限ということですので、これからの対応はNHKとも相談しながら考えないといけないと思っております。

そして今後のことにつきましては、やはり今、奥構成員からおっしゃっていただいたような御意見もあると思っております、そういった御意見も踏まえて、何らか検討は必要であると思っております。本検討会の下にある衛星放送ワーキングということになるかとは思いますが、そちらでの検討を必要に応じて考えさせていただきたいと考えておりますので、衛星放送ワーキンググループ主査でもある伊東座長代理や三友座長とも相談させていただきながらと思っております。

【落合構成員】

いろいろ御説明と各関係団体からもお話をいただきまして、ありがとうございます。

改めて、今回の能登半島地震について非常に放送の果たす役割もそうですし、また、情報空間の健全性という意味でも非常に重要な影響があったような、そういう出来事でもあったのではないかと思っております。その上で、私のほうとして気づいた点として2点ございまして、事務局のほうに御質問のような形になるかもしれませんが、コメントさせていただきたいと思っております。

一つが、本日どういう体制で能登半島において放送されているかという御報告も事務局からいただきましたが、将来的にブロードバンド代替についても検討していたり、本日もAMラジオに関する論点なども議論されているという中ではございますが、一方で、放送がどういう形であまねくというものを確保できるような取組をしていくのかは、施策的にも極めて重要な課題になってくるのではないかと思っております。

放送番組を伝えていく手法が多様化してくるという中で、一方で、この検討会の重要な柱だと思っておりますが、経営の選択肢をしっかりと確保して存続可能性を高めるということがあると思っております。一方で、地域社会の形成維持にとって必要な情報の伝達、また、能登半島地震を見ていくのであれば、こういった生命、身体に対する安全を保護するという役割も場合によって出てくるものを、どういうふうにして担保していくかを考えていくことは非常に重要ではないかと思われました。まず、これ

が第1点です。

第2点ですが、御報告いただいた中でも偽・誤情報に関する、その拡散に関する御報告もございました。別に、連日のように実施されております「デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会」でも、この能登地震におけるプラットフォームを経由しての偽・誤情報の拡散の状況であったり、その分析などもされているという中で、いろいろな問題が起きるような情報の拡散も中には行われていて、そういう中で信頼できる情報の入手手段をどう確保していくのかという観点がやはり重要になってきております。もちろん、そちらの別の検討会ではプラットフォームの役割であったり、そういう観点で議論しておりますが、そちらのほうでも同様に私のほうは参加させていただいていますが、放送を中心とするメディアの質の高い情報を定型的に担保しようとしているという、そういう事業者の発信の意義や役割を、しっかり継続的に議論していくことは重要ではないかと思っております。

結果としては、特に若者を中心にオンラインでのプラットフォームがモデレーションする情報の中で、エコーチェンバーだったり、フィルターバブルは、特にNHKの関係でも公共放送ワーキングの関係でも議論したような観点の中で、多様な情報に接することができない中で、多様性、多元性を保った放送のコンテンツについて現代的な意義というのもあると思います。昭和などの前の時代と比べて、また違った形で重要性というものが、やはりあるのではないかと思っております。

他方で、今後は地上波だけではなく、オンラインのほうで接しているという方も多いと思いますので、オンラインも含めた情報空間におけるプレゼンスをどう確保していくかについて、どう考えていくのかも重要ではないかと思っております。

これまで、親会そのものではなく、どちらかという放送コンテンツの制作・流通の促進に関するワーキンググループのほうでプロミネンスの議論などもされてきたところがありましたが、まだ具体的な施策にはなっていないとも思われます。いずれにせよ、全くこれまで検討されていなかったわけではないと思いますが、より一層、そういった意義をしっかりと発揮できるような形はどういうことがあるのかを検討していくことが必要ではないかと思いました。

【林構成員】

今回、非常に貴重な御報告いただきまして、ありがとうございました。今回、私も被災者の方にいろいろお話を伺う機会があったんですけども、被災地の住民を含む国民に対する様々な広報手段を重層的に組み合わせた注意喚起をすると、偽・誤情報はその典型ですが、その上で放送というのはオールドメディアながら非常に有効だという声が多くあってちょっと意外だったんです。これはお年寄りだけじゃなくて若い人も含めてでした。そういう意味では、こういったオールドメディア

も含めて、偽・誤情報対策の施策を推進するということが非常に重要だと思っているところです。

質問は、放送事業者における停電対策の強化の必要性についてちょっと質問したいんですけども、資料24-2の1ページを拝見しますと、この伝送路の断絶とか、あるいは停電の影響が大きかったようなんですが、通信でも全く同じように思っています、今回その被災エリアで携帯電話を一定期間使用できなくなった要因というのは、停電と、それから設備の故障、伝送路の断絶とか基地局の故障、この2つに大別されると思うんですけども、停電についてはいわゆる太陽光を活用するなど、今後、商用電源あるいは予備電源が切れても断絶なく放送が流せる、あるいは携帯ですと携帯が通じる、こういうようにすることが今後も追求すべき課題であると。これは今に始まった話ではなく、昔から言われていることではありますが、今回もその課題が露呈したのかなというふうに思っています、この辺りの対策あるいは必要性について放送事業者からの御教示をいただければと思います。

【日本放送協会 根本理事】

やはり放送設備の維持に電源の確保というのは本当に生命線でありまして、これまでも東日本大震災の教訓も踏まえて、様々強化策は取ってきたところでありますけれども、電波の確保のためのバックアップ方法について、しっかりと検討していく必要があると思います。

例えば現状ですと、自家用発電機を備えた中継局は200時間ぐらい、蓄電池を備えた小規模のところで10時間を目安に電源をバックアップできるように設計してあるんですけども、非常用電源を備えることは放送法施行規則でも定められておりまして、必要な燃料の確保に努めることとなっております。そうはいつても、今回のように道路の寸断等々の被害が出た場合には、我々が想定した以上の長期間のバックアップが必要になることもありますので、今後様々な方策については検討する必要があるというふうに考えてございます。

【(一社)日本民間放送連盟 堀木専務理事】

根本理事のおっしゃったことに重なりますが、今後の研究課題、検討課題だと受け止めています。太陽光発電でどれくらいバックアップになるのか、技術的な知見を持ち合わせていないのですが、そもそも災害時に決め手となるメディア、情報伝達の手段は何かは、これまでも一貫して大きなテーマであったと思います。

今回、道路が寸断されて被災地に行けない、人と物が送れない、海路も使えなかったのは、非常に大きな教訓を私たちに与えてくれたと思います。その意味で、NHKと民放が、これから設備について共同利用を進める上でも、こうした強靱性、レジリエンスのことは大きなテーマとして改めて

突きつけられた感じがします。

(4) AM局の運用休止について

- ・事務局より、資料24-3に基づき、説明が行われた。
- ・ワイドFM（FM補完放送）対応端末普及を目指す連絡会 森谷幹事より、資料24-4に基づき、説明が行われた。

(5) 質疑応答

各構成員等から以下のとおり発言があった。

【伊東座長代理】

ワイドFM（FM補完放送）対応端末普及を目指す連絡会様に3点お伺いしたいと存じます。まず、FM補完放送用の周波数は、従来90～95MHzになっていたと思いますが、本日の資料24-4の1ページ、左側の図では108MHzまで伸びています。このように受信帯域が108MHzまで伸びている受信機をワイドFM対応端末と再定義されるおつもりはあるのでしょうか。

2点目ですが、現状の90～95MHzの混雑状況を勘案しますと、エリアカバー率を改善するためには、FM同期放送の導入も考えられるのですが、FM補完中継局で使用できる周波数帯域を上の方に拡張する方法もあるように思われます。この点については、どのようにお考えでしょうか。

3点目は、資料の3ページに特例措置の申請を行わない主な理由として、スポンサー、広告会社に対して説明説得を行うには時期尚早との記載がございますが、この理由についてです。現状では何が課題になっていて、どのような状況になればスポンサー等に対して説明、説得が可能になるのか、もう少し具体的にお話を聞かせていただければありがたいと存じます。

【ワイドFM（FM補完放送）対応端末普及を目指す連絡会 森谷幹事】

まず、1番目の再定義をするかどうかの御質問だと思いますが、当初、御存じのとおり、FM補完放送の周波数は国によって90から95MHzというふうに定められたと思います。ただ一般的に申しまして、ラジオ端末は世界的に言いますと、FMというのは108MHzまで設定されていることから、FM補完放送がスタートする前から108MHzまで受かる受信機がたくさんあったということもございます。ですので、再定義はしないまでも、私どもは108MHzまでをワイドFM対応受信機として取り扱っている、呼んでいるということでございます。

これでお答えになっているかどうか分かりませんが、基本的には90から95MHzなんです、世の中が108MHzまで伸ばしているということ、それから、これはあまり明確に言っていないかどうか

分かりませんが、総務省様も108MHzというような考え方も多分おありになると思います。そういうことから、再定義はしませんけれども、108MHzまでをいわゆるワイドFM対応受信機というふうに呼ばせていただいているということでございます。

それから、90から95MHzということでございます同期放送へのお問合せ、それから拡張へのお問合せだったと思いますが、同期放送は先ほど御紹介いたしました山口放送様が非常に進んでいるシステムでございまして、各局がこれを取り入れることは非常に待たれる、歓迎する、期待されることでございます。

ただ一方で、先生がおっしゃったように95MHz以上に拡張する、特にV-L O Wマルチメディア放送の、当時緩衝地帯でございました95から99MHzも一つ考え方として、ワイドFM、FM補完放送の帯域として認められる可能性も大というふうに漏れ聞こえておりますので、そういう部分では、ぜひこの部分も拡張していただきたいという部分がございます。

特に、先般この会でも御議論いただいていたと思いますが、NHKのFM補完放送も含めて、もはや1kWクラスが95MHzまでは、もういっぱいいっぱいに入らないということがございますので、この95から99MHzが非常にFM補完放送にとって大事な周波数になってくると思いますので、ここへの拡張もぜひ考えていただければと考えております。

そして最後の広告会社、広告主への説明でございます。時期早尚という意見、声も上がったということでございますが、やはりAMとFMの電波特性の差というのは、届きにくいということがございますので、AMを止めてFM補完で代替措置をとっても若干はエリアが狭くなる恐れがあるということでございます。それによってスポンサー、広告会社は、エリアが狭くなるから広告料金を下げろとか、極端な話を申し上げますと、そういう声も出てくる可能性もゼロではないと。そういう部分で課題があると。ただ、私どもはこれを十分に説得できると思います。事実、先ほど申しあげましたとおり、既に特例措置が実施されておりました、13局の各社の皆さんは、「AMを止めてFMにすると決してリスナーは減りませんよ、逆に増えますよ」というようなことを申しあげて、スポンサー、広告会社を説得して、広告会社、スポンサーもそれに納得していただいております。やっぱり音がいいということとか、いろんな部分がございますので、そういう部分で十分に説得できるということでございますので、先ほど一つの大きな理由として、時期早尚ということを申しあげましたけれども、これは過去の部分の理由でございまして、十分これは克服できると。お答えになっているかどうか分かりませんが、そういう状況でございます。

【伊東座長代理】

大変クリアな御回答をいただきまして、どうもありがとうございました。FM補完放送用の周波数

の拡張に関しましては、やはり放送事業者さんから声を上げていただかないと、なかなか動きづら
いのかなと思っておりますので、そのような御要望を出していただければ、いろいろと動きやす
くなるのかなと思いました。

【奥構成員】

コメント1つと、質問がワイドFMさんに2つございます。

2020年の「放送事業の基盤強化に関する取りまとめ」に私も参加しておりました。当時も私は r
a d i k oでのリーチを全体でのリーチ計算に算入していいんじゃないかというふうに申し上げた
ことがございます。今後その議論になると思いますが、そこはぜひ通信回線経由の r a d i k o利
用者ということについて、前向きにリーチ算入できるように進められればと思います。

2点、質問でございます。先ほどお話しいただいたことと言いますと、車載のカーラジオの対応
と、それからトンネル内ということはかなり課題があるということでもあります。新車はもちろんワ
イドFM対応はしていると思いますが、例えば、私のような古い車を利用しているような者からす
ると、車載には昔のAMラジオしかないということになります。

一つ目の質問です。日本国内に商用車・トラックや乗用車など全て含めてどのぐらいの台数があ
って、その中でいわゆるAMラジオは、多分全部ついていると思いますが、FMの受信機、108MHzま
で、あるいは95MHzまでいけるのはどのぐらいあるかみたいな推測値はあるのでしょうか。

もう一つは、トンネル内受信についてです。もちろんトンネル内ではAMの再送信という形で、
ある意味で義務化されているのもありますが、FMはないということです。その同じFMで聞けな
いトンネルの中で、例えば、d o c o m oやa uやソフトバンクや楽天といった通信回線がもし届
いているのであれば、これは r a d i k o経由で聞けるみたいなこともあります。その辺りの兼
ね合いがどのような環境になっているか、もし御存じであればお知らせいただくとありがたいで
す。

【ワイドFM（FM補完放送）対応端末普及を目指す連絡会 森谷幹事】

最初の御質問はどれぐらいの、台数はちょっと私、今手元にないんですが、まず国産車で申し上
げますと、基本的に2015年以降に発売された新車、それから、よくアフター、ディーラーオプション
とか呼ばれますけれども、後でつける、オートボックスとかでよく売っている車載ラジオ、カーナ
ビでございますが、これにつきましては100%対応していると申し上げていいと思います。

一方で、課題なのが輸入車でございまして、輸入車は若干遅れております。ベンツ、ワーゲン、ア
ウディ、BMWなど、輸入車の一部、既にワイドFM対応となっており、徐々に標準装備が進んでい

る状況でございますけども、一方で、国産車と比較しますと、正直申し上げて、いまだ標準装備が若干遅れているということでございます。輸入車については若干これが課題になっているということも事実でございます。

もう一つ、トンネル内の部分でございます。こちらも非常に大きな課題でございますが、ただ、先生おっしゃるとおり、通信回線が伸びていけば r a d i k o 等で十分対応できるということでも言えると思いますが、特にトンネルに入った、その都度 r a d i k o に切り替える、もしくはブルートゥースで飛ばすとか、若干これは無理があるのかも分かりません。やっぱりトンネル内でワイド FM 対応の再放送を求めていく必要があるのではないか。先生もおっしゃるとおりなんですけども、若干その手間の部分とかがユーザーに対して負担をかけてしまう。やはりワイド FM に対応した再放送を我々は強く望んでいきたいという考えでございます。

【落合構成員】

御説明いただきましてありがとうございます。私のほうも総務省にお伺いしたいところがございます。論点についてのコメントも併せてとは思いますが、先ほど奥構成員からもお話がございましたが、r a d i k o のインターネット配信を活用できるようにしていくことは重要ではないかと思っております。一方で、先ほどの一つ前のセッションのところでコメントをさせていただいた部分もございましたが、やはりあまねくというものと経営の選択肢をどういうふうに組み合わせて問題を解いていくのかが重要です。今回、事務局から御提示いただいた論点については、いずれも重要であるとは思いますが、少なくとも今の時点で r a d i k o について、新たに使えるようにはしていきつつも、その中で、やはりそういったところでカバーできないもの、災害の場合についてもどう考えていくのかということで、個別具体的に検証していく中で FM 補完中継局などについても措置が必要なのかを考えていくことが合理的だろうと思っております。

1 点、特例措置の点についてですが、総務省の御説明資料の中で、ある一定数の事業者の方々からは御要請があったと御説明いただいておりますが、実際にはもう少し多くの局からの相談であったり関心が示されていたのではないかとおもわれます。そういった事情があるのではないかと考えておりますので、実際の御相談の状況であったりですとか、御要望がある可能性がある事業者がどの程度あるのかと、それを踏まえて、実際、経営の選択肢のためにどういった考慮をしていけるかを考えていったほうがいいと思いますので、お伺いできればと思いました。

【長田構成員】

2020年の「放送事業の基盤強化に関する取りまとめ」には、私もおりまして、そのときに、皆さ

ん、ふだんはラジオを聞いていないけれども、災害用のために持っているその受信機が、このワイドFM対応になっているのかどうかというところを確認してもらうには、大きなかなりの努力が必要んじゃないかということを上げたような気がしているんですけども、その状況がやっぱり、いろいろ御苦労なさって、キャンペーンとかもやってらっしゃるといのは先ほど伺いましたけれども、例えば、電気屋さんの店頭に行かない生活になってしまっているとか、東京に住んでいるので、まだそこに至っていないのかも分かりませんが、今回、この資料を拝見して思ったことですが、ワイドFMという言葉自体のまず認知が足りないという気がいたします。それで我が家にある災害のために新しく最近になって買い換えたものにも、確かにワイドFMは入るんですけども、例えば、パッケージとか何かにそういうことが表記されているわけでもなく、説明書を見てやっと確認みたいなことになっているので、もうちょっと作っていらっしゃる事業者、販売店のところでもそれを強調していただく努力が必要かなと思いました。

【佐伯地上放送課長】

まず1点目、落合先生の御質問、コメントありがとうございます。先生が御指摘のとおり、先ほど議論のありました、あまねくの確保と経営の選択肢のバランスが重要だという御示唆はそのとおりにかと思えます。御質問の内容につきましては、実際に今回の特例措置、結果として13社38局から申請がありましたが、もっと多くの局から関心があったのではないかと考えています。先ほど資料24-4で森谷様から御説明あったとおり、3年ほど前の新聞記事を貼っていただいておりますが、このときは44局が御関心を示しているということですし、実際に我々も、この特例措置の基本方針を公表いたしました1年ほど前に、AM局に関して内々どれぐらい申請が出てきそうかを調査したことがございます。正確な数字は公表しておりませんが、半分以上の会社から、特例措置の適用意向について御関心が示されたということもございました。

ただ結果として、実際に申請まで至ったのは13社ということでございますので、恐らく、先ほど森谷様から御説明あったとおり、各社様々な事情があった上で今回は申請を見送ったということなのかなと思えます。要件次第というところはございますが、潜在的にはもう一度検証に手を挙げたいというニーズはあるものと考えている次第でございます。

【ワイドFM（FM補完放送）対応端末普及を目指す連絡会 森谷幹事】

長田先生がおっしゃるとおり、このワイドFM、我々一生懸命やっているつもりでも、一方で、例えば当社のニッポン放送のリスナーの認知、ワイドFMという言葉の認識度が現時点で60%ぐらい。相当、番組を通じてやっているんですけども、60%ぐらいということで、まだまだということで、先生御指

摘のとおりだと思っております。極端な話、ワイドFMという言葉は知らないけども、もはやワイドFMで聞いているリスナーも結構いるという変な現象も起きているんですけども、先生御指摘のとおり、今後もワイドFMという言葉、それと、これも先生の御指摘にあったように、例えば、ラジオのパッケージにワイドFM対応と、それと併せてワイドFM対応というようなことをきちっと書くことも必要なことだと思っております、肝に銘じて今後も努力していきたいと考えております。

【落合構成員】

ありがとうございます。実際には、まださらにいろいろと声もあるということで、以前のマス排のときとかもそうだったと思いますが、掘り下げていくといろいろ出てくることもございますし、しっかりニーズを捉えて聞いていただきながら、検証を進めながら検討を進めていただければと思います。

【大谷構成員】

質問というよりはコメントです。災害時にラジオが聞けることを担保するために御要望いただいている4点のうち、トンネルでの視聴ができるようにし、受信機の普及活動について、これは国を挙げて支援をするということについては本当に必須だと考えております。それができるような体制について、普段からラジオ放送に関係する事業者だけではなく、それ以外の関係者も幅広く含めて対応することが望まれると思っております。他方FM局への転換を考えたときに、やはりラジオという機材で視聴できるということ、そして、そのためのエリアカバー率にこだわるということは重要だと思っております。radikoで視聴できるということは大事なことなんですけど、空中線による視聴習慣のある方にradikoで聞けるから代替可能性があるとは、なかなか言えない部分があると私は考えております。このため、AM局からFM局への転換を図ることを前提とした場合に、ラジオという機材で視聴できる状況というのを維持するための特例措置というのは、現在の要件で運用するということが必要だと思われれます。もちろん、一方で、radikoで視聴できる機会を増やす努力の継続は必要ですし、また、遅延や輻輳といった問題が解消しつつあるのであれば、どのような条件のもとで視聴可能できるかを周知するなど、更なる普及のための努力も必要だと思っております。

今回の特例措置の取扱いとradikoでラジオを視聴するということは、それぞれ、分けて考えることが望ましいと思います。それでは不十分だという御意見かと思っておりますので、エリア内でのradiko視聴の実態や代替可能性などを災害時の状況などを想定して確認・整理しつつ、引き続き御意見に十分耳を傾けながら、折り合いのつくところを探していければと考えております。

【飯塚構成員】

ワイドFM（FM補完放送）対応端末普及を目指す連絡会様に、細かい点で恐縮ですが質問をさせていただきます。災害時におきましては車中泊をするなど、車載ラジオが災害時に果たす役割はとても大きいと考えられます。先ほど説明くださった内容と重なってしまうかもしれませんが、輸入車の車載ラジオの現状について確認をさせていただきたいということです。海外のFM放送の周波数帯は、もともと108MHzまで対応しているという理解をしております、輸入車については既に108MHzまで対応済みというか、対応しやすい状況になっているという理解でよろしいのかということと、他方で、特に欧州では現在デジタルラジオへの移行が進められておまして、特に新しく製造される新車に対してはデジタルラジオの搭載が義務づけられていたりですとか、また、国によってはFM放送を終了するというケースもありますので、将来的に見ればFMラジオのチューナーというのは、特にヨーロッパで製造される輸入車には今後搭載されなくなっていくのかもしれないという、そういう認識でよろしかったでしょうかという確認ないし質問になります。

【瀧構成員】

若干のコメント寄りの話なんですけど、できればもう少し数字に寄った議論もできればよかったなと今さらながら思ったところございまして、例えば、被災地において実際に今回、ちょっと被災している場で情報を取るというのは難しいかもしれないですけど、どれぐらいの方々がラジオを使われていたのかとか、その方々のラジオを見たら90MHzで終わっている目盛りになっているのかとか、実際にどれぐらいの普及度になっているかという情報をやっぱり、これからの見直しの中で取っていくべきではないかなと思いましたが次第でございます。どうしてもこの話は確率論で切り捨てるという話ではなくて、ごく一部でも困っている人がいれば何か考えるということだと思っておりますけど、その数が少ないのであれば、端末を配るとか、そういうバックアップもできるわけございまして、今回というよりはこれからの見直しの議論の中では、そういう普及度のちゃんとした数字なり、視聴するケースとかを拾って議論が至るといいかなと、コメントまででございますが思いました。

【ワイドFM（FM補完放送）対応端末普及を目指す連絡会 森谷幹事】

飯塚先生の御指摘、御質問、まず1つ目が、輸入車についての御質問ということで理解しておりますけども、基本的には海外は、87から108MHzが海外仕様の周波数になっておまして、輸入、輸出するものを、日本、または現地において、76MHzからの日本仕様に変更した受信機に代えて搭載して

いるということでございます。問題は、この新たに搭載された受信機が、90MHz以上のワイドFM対応か否かということになります。ただし、並行輸入の場合は、正規代理店による周波数の変更が行われず、87から108MHzまでが受信可能となりますので、そのままでもワイドFMは受信可能となりますが、その場合は既存のFM局が聞こえなくなるということもでございます。ですので、輸入車については、先ほど申し上げた通り、順次、進んでおりますけれども、一つの課題になっており、これからも標準装備をさらに働きかけて進めていきたいと考えています。特に、先生がおっしゃるように車中泊というような部分、これから重要になって来るとお思いますので、そこら辺はぜひ力を入れていきたいと思っています。

それから、海外の状況は私もそれほど詳しくはないんですが、デジタルラジオがヨーロッパでスタートしていて、果たしてそれが広く使われているかどうかというのは、10年ぐらい前は結構、脚光を浴びていたんですが、それほど今、大きな声は聞こえてこないということでございます。それから、一部ドイツか何かでFMも搭載をやめるというような話もありましたが、実際にFM搭載をやめてしまったという情報も、今、聞こえてきておりません。むしろ今、問題はAMをやめてしまうというようなところが結構多いです。アメリカの電気自動車のメーカーはAMをもはや積んでおりません。それから、ヨーロッパの輸入車も既にAMは積んでいない場合がございます。FMのみになっている。ですので、FMを積むのはやめるというよりも、AMは積むのをやめるというメーカーがどんどんこれから増えてくるということが一つの動きかなと思います。

瀧構成員からのご意見については、おっしゃるとおりです。数字的な部分が今、お示しできないのは大変申し訳ない部分でございます。まだ集計まで行ってない数値は現地の放送局が持っている可能性もございますので、至急そこら辺は取材をして、できる限り集めてみたいと思っています。ただ、これは余談になりますけれども、今回の地震がお正月、元日という特異日ということがございましたので、通常よりもラジオは聞かれていない時間帯だったということがございますので、それほど多くのNがとれないんじゃないかという危惧がございますけれども、一応、取材をかけてみたいと思っています。おっしゃるとおりだと思いますので、数値的な判断もしてみなきゃいけないと思いますので、やっていきたいと思っております。

【瀧構成員】

ありがとうございます。本当に30人とかの避難所でもこうでしたぐらいの情報でも、こういう検討の場ですと割と一つの参照値としていいなと思いますので、可能な範囲でぜひよろしくお願いたします。

【三友座長】

今後の議論に役立つ資料があればよろしくお願いいたします。

ただいまの御議論を踏まえまして、AM局の今後に必要な制度等につきまして、本検討会におきましても継続的に議論をしてみたいと思います。

【飯塚構成員】 ※検討会終了後に送付があったもの

世帯カバー率に関連してコメントさせていただきます。英国でも、2030年以降に想定される、FM放送の終了を見据えて、デジタルラジオへの移行が進められておりますが、DABカバレッジをどこまで達成すべきなのかの議論とともに、現在圏外となっているエリアについてはモバイルカバレッジに依存する可能性もあり、放送業界はモバイルネットワーク事業者と緊密に協力する必要があると指摘されています。このようなことを背景に、商業ベースで整備可能なDABネットワークへの投資レベルを調査し、経済合理性のないエリアに対しては政府支援を実施する、モバイルネットワークとDABとのハンドオーバーに係る技術研究を行う、ラジオの公共的価値からモバイルネットワーク上でラジオトラフィックを優先させる等について、検討する必要があると指摘されています。

日本においても、設備投資の採算性を踏まえた上で、FMネットワークの適切なインフラ投資レベルを見極めることが、世帯カバー率を検討するにあたって求められることになると考えられます。

また、場合によっては、ラジオとモバイルが铁塔や局舎などをインフラ共用することも、インフラコストの低減に資するかもしれません。

(6) 公共放送WG第2次取りまとめ及び放送法の一部を改正する法律案について

事務局より、資料24-5及び資料24-6に基づき、説明が行われた。

(7) 意見交換

各構成員等から以下のとおり発言があった。

【林構成員】

資料24-6についてコメントです。

(3)の受信契約の点ですけれども、まずこの通常国会にインターネット活用業務をNHKの必須業務化するための法案が提出されたということで、閣議決定されたということで、個人的にも感慨深いものがありますし、この間の事務局をはじめ、関係各位の御努力に敬意を表したいと思います。

そこで、資料24-6の1の(3)受信契約のところなんですけれども、こういう御説明があって、

その背景には、NHKの放送番組を視聴する意思が外形的に明らかになるような行為が費用負担の要件であるという考え方が示されてきたというふうに理解しています。

この一種の意思主義的な構成というものはこれまでもこの親会等で私自身も強調してきたわけですが、ネット経由での視聴について、受信の意思、あるいは視聴の意思ということを経験しすぎますと、受信料制度の捉え方として、放送番組の対価としての性格を帯びるものとして捉えられかねない、そういうきらいもあるのかなというふうに個人的には危惧しているところでございまして、言うまでもなく現行の受信料制度というものは、民主主義の基盤である国民の知る権利を保障するために必要なコストの負担ということで、特殊な負担金方式が取られているわけですが、その受信料を負担金であるというふうに位置づけつつ、受信の意思が明らかかどうかという意思主義的な構成というものが、その受信料制度の捉え方を対価的な性格を帯びるものと誤解されることのないように、丁寧に国会であるとか、あるいは広く社会一般に対して説明をしていただきたいというふうに思っています。ちょっと私の杞憂が入っているのかもしれませんが、ちょっと気になりましたので、せっかくの機会ですので一言申し上げました。

【飯倉放送政策課長】

林構成員のおっしゃるとおりかと思えます。確かに公共放送ワーキンググループにおきまして、意思についての意見をいくつかいただいたと思っておりますが、結果的に法律につきましては意思ということではなく、同等の受信環境ということを中心として丁寧に条文に書き込むことができたと思っておりますので、その点を含めてしっかりと丁寧に説明をしてまいりたいと思っております。

【奥構成員】

それでは、資料24-6について、コメントと質問をしたいと思います。

今回の国会に上がるということで、閣議決定もされ、関係者の議論の成果として大変感謝申し上げます。

この公共放送の議論のパブコメ、先月2月20日まで行われたパブコメの詳細データを拝見しますと、約120件の意見があり、そのうち個人から96件の意見が出ております。それぞれについてコメントが101ページにわたるPDFで関係するサイトで公開されています。

これを拝見すると、個人の方の意見は、ほとんどがNHKのニュースウェブ等、いわゆる我々が理解増進情報と呼んでいるネットでの関連情報を縮小することに関して、知る権利として縮小することに非常に残念な思いであるとする意見がたくさんあります。

放送法改正における必須業務化ということの裏返しで、この資料24-6の1の(2)番組関連情

報の配信について、①の公衆の要望を満たすものということと、③の民間放送事業者等が行うネット配信等との公正な競争の確保に支障が生じないものということで、このバランスの問題になるんですね。パブコメを見る限りは、やはり知る権利としてのNHKさんがかなり努力されてやってきたウェブ上のニュースを縮小することについて残念な気持ちであるという国民が多いという中で、③との兼ね合いをどこで線引きをするかということが、公共放送ワーキンググループや競争評価の会議体での議論で行われた結果であると思いますが、この辺りの事務局の考え方と、それからNHKさんにおいて、これについてどのようにお考えになっているのか、改めてもしコメントがいただければありがたいと思いました。

【飯倉放送政策課長】

いただいた点につきまして、実際には、法律が施行されてからということになりますので、前提とした答えはなかなか難しいところもありますが、この立てつけにつきましては、業務規程においてどのように書くかというのは、先ほど説明させていただいたとおり、NHKにおいて自らの判断と責任においてということもありますので、実際にはそこにどう書かれるかということによってくるかと思います。

ただ、大きな制度の立てつけから申し上げますと、資料24-6の1ポツの(1)にあるように、受信設備を設置していない方も含めて継続的かつ安定的に提供するという、これをNHKに義務として課すということが一つ大きな点だろうと思っております。

そして、番組関連情報の業務規程の1つ目の要件というものは、公衆の要望を満たすものということであり、これは単に公衆の要望を満たすというだけではなくて、インターネットによる提供ですので、インターネットの提供というものは、やはり単に文字ということだけではなくて、グラフだったり、表だったり、いろいろな形でネットの特性を生かしたような、そういう提供というものは可能になってくるかなと思います。

こういったことを踏まえれば、我々制度を作っている立場からして、縮小だったり、あと知る権利を狭めるものだったり、そういった制度にはなっていないと思っております。

【日本放送協会 根本理事】

今回、放送とネットが同等の同一の価値、受益ということを公共放送ワーキンググループ等でも申し上げてまいりましたけれども、決して今のネット業務が単純に縮小云々ではなくて、放送で出していないながらネットに十分出していない部分も当然ございます。

ですから、実はその業務量あるいは提供量として、ボリューム的にはかえって増える部分もある

のではないかというふうに考えています。しかも、新しい時代にふさわしい放送、ネットのコンテンツでありますから、そういう意味では、NHKらしさを十分に発揮して、様々な形で提供することをぜひ考えていきたいというふうに考えてございます。

【奥構成員】

今の根本理事のお話を伺って心強く感じました。テレビにはテレビ放送の、ネットにはネットの出し方のマナーというものがあると思うので、ぜひ複眼的な視点で情報提供していただければと思います。

【伊東座長代理】

放送メディアのインターネット利用につきましては、地デジの代替手段の一つとしてブロードバンド代替の検討を現在進めておりますし、NHKに関しましても、本日、御説明がございましたようにインターネット活用業務の必須業務化の制度整備がまさに最終段階に入ったところかと存じます。

また、テレビの信号に比べまして、ラジオの信号は伝送帯域が狭いので、IPユニキャストによる配信に際して、輻輳や品質劣化が生じにくいと考えられます。

したがって、ラジオ放送の代替手段の一つとしてインターネットの活用を検討するのは、最近の放送を取り巻く状況から考えますと当然の流れであるように思います。

ただし、そのためには技術的な検証項目や聴取者の受容性に関する検証項目を明らかにして、それらを満たすように、品質・機能要件を定める必要があると思います。

また、ラジオ放送の代替手段なので、インターネット配信は無制限に利用できるものではなく、代替にふさわしい適用範囲を定める必要もあるのかと存じます。

一方、AM局の運用休止に係る特例措置に基づいてAM局の運用休止が開始されましたが、当初期待されたほどの申請数には達していないようでございます。今後、FM転換をスムーズに実現するためにも、できるだけ多くのAM放送事業者の特例措置に基づいた運用休止を経験してもらったほうがよいのではないかと考えられます。そのためには申請する際の要件について見直し、一定の緩和が必要なように感じます。

先ほど述べましたラジオ放送の代替手段に求められる品質・機能要件についてはこれから定めるべきものだと考えますが、取りあえず、現行のradikoはその要件を満たしているものと仮定し、エリアカバー率の算出に際しては、一定の条件の下でradikoによる聴取を加算できるようにするのが適当ではないかと考えます。

【三友座長】

非常に重要な点だと思えます。また、もう一つ、その商業的な側面から、広告出稿に対する影響といった点も考えていかなければいけないと私も思っております。今後、検討を深められればと思いますので、よろしく願いいたします。

【瀧構成員】

1つ目は、公共放送回りではあるんですけども、常々この議論について私、ヘッドラインリスクといいますか、この件がどう報じられるかという点について気にしてきたところございまして、例えばGoogleで、今そのNHK、スペース、例えば必須業務で検索すると、大手の新聞社さんのヘッドラインってもう大分ニュートラルといいますか、特に誤解を招かないタイプになってきているなと思えます。ですが、やっぱりネット系の記事とかを見ると、もうこれはあからさまにサブスク型の視聴でかつ全てのスマホからお金を取るみたいな、もうかなりこれだけを見ると非常に感情的な気持ちになるようなヘッドラインのサーバーのものがやっぱりまだまだあるなと思っております。やはり世の中、結構サブスクのストリーミングに慣れてきているというのもありまして、より国民が誤解しやすくなっている面もあるんだと思っております。

なので、やっぱりこの辺は政府としてどうできるかというものは限られているかもしれないですけども、やはり引き続き誤解が生まれないための注意というものはかなり生んでいく必要があるかなと。残念ながら、このヘッドラインしか読まない人が多いというものもちょっと悲しい現実だと思いますので、この点は割と私は注意をしているというところが1点目でございます。

あと2点目は、奥構成員からもございましたけれども、今回、個人の方々から大変いろいろと何というか、意見が寄せられたところでございます。やはりそれぞれ一言一言、重い内容として我々受け止めるべきだなと思えますのと、あと、普通はこういう件について触れないようなユーチューバーといいますか、インフルエンサーの方々も本件については結構注意を喚起しているようなところが今回あったなと思っております。やはりこういう声をちゃんと受け止めた上で議論が進んでいるということも、少なくともこの議事録では示せるとは思うんですけども、今後もやっていく必要があるなというふうに思っております。

ここまで必要はないと思うんですけども、私が別途やっておりますデジタル行財政改革の会議とかですと、課題発掘対話みたいに当事者を対話するみたいなこととかもやったりしてましたので、これはちょっと運用が重いかもしれないですけども、やはりそこまでしながら、政策を享受する人たちの声がいかにちゃんと反映されているかという点を今後もこの会議の中でやっぱり示し

ていくべきかなと思いました。

【三友座長】

個人からの御意見につきまして、私も拝読いたしました。今回非常に多くの方から御意見をいただいております。その内容につきましては、私自身も把握しておりますので、ぜひ今後、議論に活かしていきたいと思っております。

【林構成員】（三友座長代読）

私がさきほど申し上げた点は、瀧構成員が今指摘された第一点目の懸念です。

【三友座長】

前回からちょっと時間が空きまして、この間に様々なことがございました。特に、冒頭にお話しがありました、令和6年度能登半島地震に関しては、さらに検討すべき課題を我々に突きつけられたという感じがございます。

本日の議論を踏まえまして、放送の意義や役割については、特に信頼できる情報の入手の手段の確保といったような観点からも、今回の震災の経験を踏まえて、改めて議論を深めていく必要があると思います。すぐに答えが出るものではないかもしれませんが、今後の検討課題として取り扱っていきたいと思っております。

（8）閉会

事務局より、第25回会合については、別途構成員に案内する旨連絡があった。

（以上）